

光市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	山口県光市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の傾向

イノシシ	<p>ほぼ市内全域に出没し、農作物の食害や田の畦・水路等の掘り起こしの被害だけでなく、人家付近まで出没して、住民へ恐怖感を与えている。</p> <p>食性は季節により変化が見られ、春はタケノコ、夏はサツマイモやカボチャ等の野菜を食べ、稲穂の乳熟期の8月頃になると田を荒らしている。側が耕作放棄地等の藪であれば、ワイヤーメッシュ等の防護柵を執拗に破ろうと試みて突破する傾向がある。さらに、電気柵の導入を検討しても、藪の草などにより漏電して効果がなくなるため、設置が困難な場合がある。秋以降は冬に備えて脂肪をつけるために、ミミズ等を目的に農地だけでなく、道の法面や人家の庭先も掘り返すなど、山や藪に面する広範囲の土地で被害が発生している。</p>
ニホンザル	<p>東荷・塩田地区に出没するサルは、30頭、40頭、50頭前後の群れがあると報告を受けている。サルは単体でも被害を及ぼすが、群れで出没するときは、被害が広範囲に及び、農作物に大きな被害が発生している。</p> <p>ハナレザルは市内各地に点在して生息しており、光井地区の光高等学校周辺の農地を荒らしたり、国道188号沿いの清山付近や浅江懸山付近など、年間を通じて不規則に出没し、畑作物等の被害の連絡がある。</p>
カラス	<p>春先の繁殖時期になると活動が活発化する。岩田地区の不燃物処理場（周南東部環境施設組合）では、施設の周辺にカラスが生息しているが、被害の報告は特にない。</p>
カワウ	<p>小水瀬島及び島田川下流域で「ねぐら」の情報が報告されており、また現在までに、被害報告が1件ある。鮎など川魚の数に応じてカワウの数が変動する傾向があり、このままでは営巣地（コロニー）が形成される可能性もあるため、島田川の川魚食害の増加が懸念される。</p>

(2) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・光市有害鳥獣捕獲対策協議会です了承された捕獲計画により、ほぼ年間を通して捕獲隊（3隊）で有害鳥獣捕獲 ・自ら耕作する田畑の被害を防止するため、わなを設置する自衛わな農家による有害鳥獣捕獲 ・捕獲隊及び自衛わな農家への箱わなの貸出し（但し、狩猟期除く） ・狩猟者の増加を図るため、新規狩猟免許取得に伴う経費の一部補助 ・捕獲機材（サル捕獲用大型囲いわな、イノシシ用箱わな等）の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の高齢化や隊員数の減少が進み、新たな隊員の確保及び育成を要する。また、市内の捕獲隊が3隊に分かれているため、捕獲隊や実施隊の組織あり方について、関係者との協議を継続する必要がある。 ・狩猟免許のうち、わな猟の免許の取得者は増加しているが、地区によって差がある。なお、銃猟免許の取得者が少ないため、関係機関と連携を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵設置経費の一部補助 ・追い払い活動 ・耕作放棄地や放任果樹等の解消 ・野菜くず等の家庭ごみの適切な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵に対する知識不足のため、設置効果が十分でない場合がある。 ・過疎化・高齢化により、防護柵設置や追い払いなどの十分な対応ができない。 ・有害鳥獣のエサとなる「ひこぼえ」が無造作に放置されている。 ・耕作放棄地等によって、イノシシ等の被害が助長されている場合がある。

(3) 今後の取組方針

<p>捕獲と防護と生息地管理で総合的かつ堅実な取り組みを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの捕獲隊で捕獲を継続し、被害等があれば市職員で編成した光市鳥獣被害対策実施隊が管轄の捕獲隊に連絡を行うなど、より一層の連携を図る。 ・自衛わな農家に自身の農地を守るための適切な捕獲許可を円滑に行う。 ・狩猟期においては山口県光地区猟友会と連携しながら、捕獲隊及び自衛わな農家を含めた狩猟者による捕獲を実施する。 ・被害農家等に有害鳥獣の習性を説明し、実施隊により適切な知識の普及と効果的な防護柵設置の推進を行う。また、放任果樹等や野菜くず等の家庭ごみが不適切な状態である場合は、説明をして改善を図る。 ・ニホンザルについては、大型囲いわなを追加設置し、地域住民及び管轄捕獲隊と連携し、捕獲を推進する。 ・カラスは、食べ物があれば数が増えるので、捕獲だけでなくゴミ対策等も留意する。 ・カワウについては、まずは追い払いを行い、銃で捕獲している島田川上流域の市町との連携を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

光市有害鳥獣捕獲対策協議会で承認された有害鳥獣捕獲隊（3隊）により、捕獲計画等に基づき捕獲を実施する。

市職員で編成した実施隊により、迅速かつ的確に捕獲隊へ被害等の情報提供を行うなど、捕獲のサポートを図る。

自ら耕作する農地を守るため、自衛わな農家のわな設置による捕獲活動を促進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ、ニホンザル カラス、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・サル捕獲用大型囲いわなを、新たに束荷地区に1基設置するとともに、イノシシ用箱わなの導入整備を進める。 ・山口県光地区猟友会と連携し、新規狩猟免許取得経費の一部助成を行い、狩猟者の増加を図る。 ・捕獲隊に箱わなを貸し出し、捕獲奨励金等により捕獲率を高める。 ・自衛わなの設置者にくくりわな資材費の一部助成や、イノシシ用箱わなの貸出しにより捕獲を促進する。
30年度	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ用箱わなの導入整備を進める。 ・山口県光地区猟友会と連携し、新規狩猟免許取得経費の一部助成を行い、狩猟者の増加を図る。 ・捕獲隊に箱わなを貸し出し、捕獲奨励金等により捕獲率を高める。 ・自衛わなの設置者にくくりわな資材費の一部助成や、イノシシ用箱わなの貸出しにより捕獲を促進する。
31年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方
<p>有害鳥獣捕獲隊による過去3カ年の捕獲頭数の推移は、平成26年度がイノシシ323頭、ニホンザル2頭、カラス49頭、平成27年度がイノシシ216頭、ニホンザル1頭、平成28年度がイノシシ172頭、ニホンザル7頭、アナグマ1頭となっている。</p> <p>自衛わな農家による過去3カ年の捕獲頭数の推移は、平成26年度がイノシシ30頭、平成27年度がイノシシ38頭、平成28年度がイノシシ72頭、ニホンザル3頭となっている。</p>

・イノシシ

住宅地周辺に出没するなど、依然として、被害は深刻な状況であり、通年捕獲を実施し、300頭を目標とする。

・ニホンザル

平成28年度に塩田地区に大型囲いわな1基を設置し、29年には東荷地区に1基設置を予定しており、30頭を目標とする。

・カラス

岩田地区の不燃物処理場周辺を中心に、50羽を目標とする。

・カワウ

小水瀬島及び島田川下流域に「ねぐら」の情報が報告されているが、特定猟具使用禁止区域（銃器）であることを考慮し、10羽を目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容

・イノシシ

狩猟期間以外では、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲実施区域を市内一円（鳥獣保護区等を含む）とし、狩猟期は鳥獣保護区等に限定する。捕獲期間は、ほぼ通年とし、銃器、くくりわな、箱わなで捕獲を実施する。また、捕獲実施者の支援及び捕獲効率を高めるため、市から捕獲隊や自衛わな農家へのイノシシ用箱わなの貸出し、捕獲隊への捕獲奨励金、自衛わな農家へのくくりわな資材費の一部補助、新規狩猟免許取得の一部助成等を行う。

・ニホンザル

捕獲実施場所は、市内一円（鳥獣保護区等を含む）とし、大型囲いわな、銃器、くくりわな、箱わなを使用し、ほぼ通年で捕獲を実施する。

・カラス

岩田地区の不燃物処理場周辺を中心に、銃等により捕獲を実施する。

・カワウ

「ねぐら」の情報が報告された小水瀬島及び島田川下流域において、追い払いを行う。また、小水瀬島で追い払いの効果が上がらない場合は、県自然保護課及び公安委員会等と協議し、法定猟具による有害鳥獣捕獲も検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 被害防止に関する取組

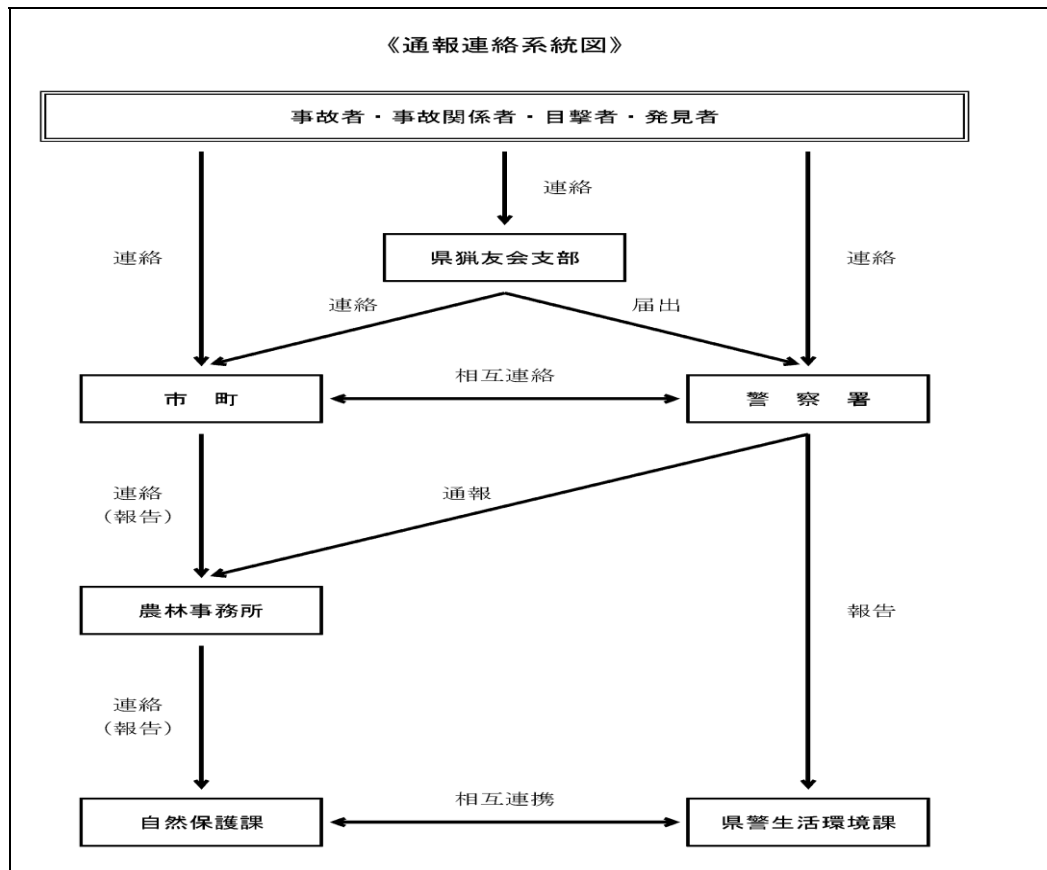
年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ、ニホンザル カラス、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための知識の普及・啓発 地域住民による耕作放棄地の解消、周辺環境整備、追い払い活動、放任果樹の除去等の促進
30年度	同上	同上
31年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
光市水産林業課（実施隊）	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の確認、現地調査、関係機関への連絡・調整 住民への注意喚起等の広報活動 その他被害防止対策
山口県光警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の確認、関係機関への連絡・調整 住民への注意喚起等の広報活動
山口県光地区猟友会（管轄捕獲隊）	現地調査、有害鳥獣捕獲活動
山口県周南農林事務所	有害鳥獣捕獲や被害防止に関する情報提供・指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	光市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
光市水産林業課	・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整 ・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県光地区猟友会	・有害鳥獣関連の情報等の提供 ・光地区猟友会会員により組織された捕獲隊（3隊）による有害鳥獣捕獲の実施
周南農業協同組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
南すおう農業協同組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
光大和森林組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
光市農業委員会委員	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理の観点から、有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県周南農林事務所	有害鳥獣関連及び被害防止等の情報提供

山口県光警察署	有害鳥獣関連及び被害防止等の情報提供
---------	--------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山口県環境生活部自然保護課	有害鳥獣関連及び被害防止等の情報提供
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連及び被害防止技術等の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策として防護柵等の普及や改善などを促進する。また、被害が発生した場合は、管轄の捕獲隊に連絡するなど、捕獲のサポートを行う。 実施隊員は市職員で4名の構成である。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

カワウの対応も含め、近隣市町の協議会と連携を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場に放置することなく、埋設等適正に処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシを食品及び飼料等として利用するための可能性を検討する。このため、近隣市町及び関係機関と施設整備等の具体的な計画の検討を協議する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> 収穫後の田などで生ずる「ひこばえ」は、有害鳥獣のエサとなるため、光市農業耕地課と連携して減少を図る。 捕獲隊（3隊）及び山口県光地区猟友会と、今後の捕獲体制のあり方について協議を進める
